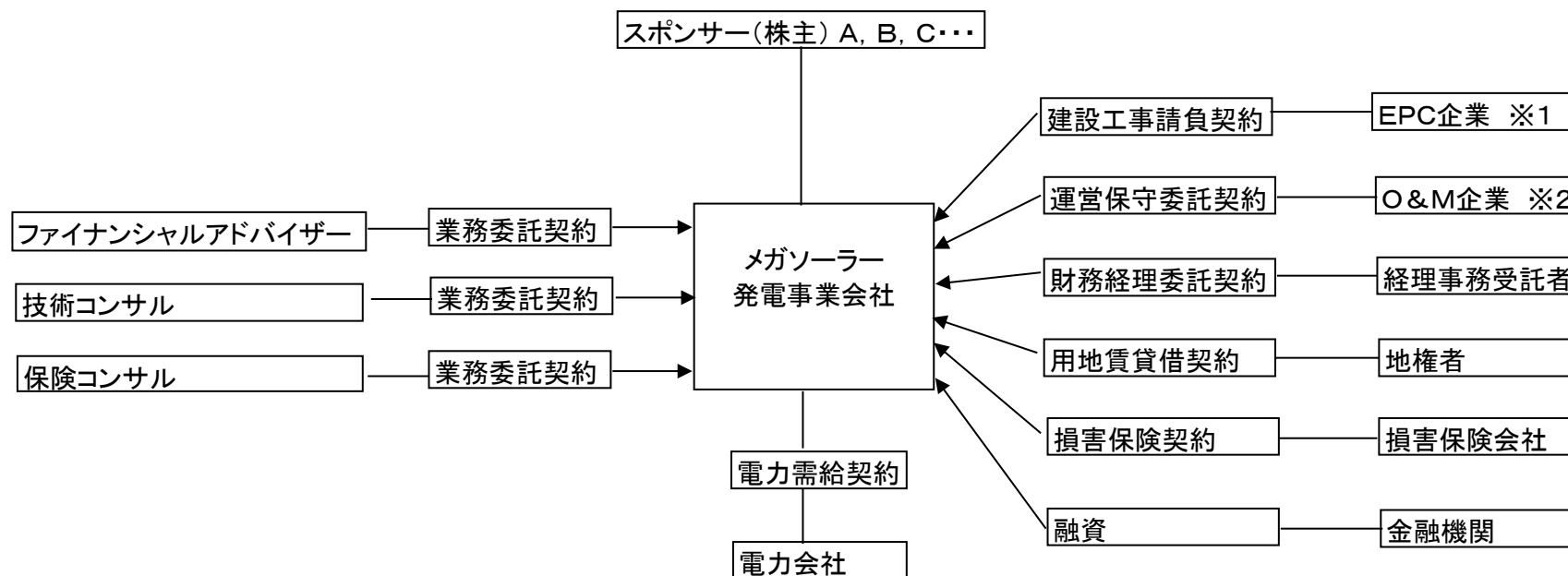


事業主体の考え方(想定される事業スキーム)

資料1-1

- ・複数のスポンサーの共同出資によりメガソーラー発電事業会社を設立。
- ・メガソーラー発電事業会社は、プロジェクトファイナンスで、メガソーラー発電設備を調達。
- ・メガソーラー発電事業会社は、固定価格買取制度に基づき、発電される電力を全量、電力会社に供給。
- ・電力会社は供給された電力に対する固定単価の電力料金を支払い、メガソーラー発電会社はこの料金で設備投資の回収及び運転管理費等の運営経費を賄う。



※1 EPCとは、エンジニアリング(Engineering)、資機材調達(Procurement)、建設工事(Construction)の略。
プラント建設時にコントラクターに求められる役務範囲を指す。

※2 O&Mとは、運転(Operation)、維持管理(Maintenance)の略。

事業主体比較表

資料1-2

事業主体	株式会社	特定目的会社	有限責任事業組合 (LLP)	合同会社 (LLC)
根拠法	会社法	資産の流動化に関する法律	有限責任事業組合契約に関する法律	会社法
最低資本金	1円以上	1円以上	2円以上	1円以上
法人格	あり	あり	なし	あり
出資者の責任	有限責任	有限責任	有限責任	有限責任
最低出資者数	1名	特定社員、優先出資社員	2名	1名
最少人数	1人 取締役1名	2人 取締役1名以上 監査役1名以上	各組合員が業務執行をする	1名が業務執行社員となる
定款記載事項	<ul style="list-style-type: none"> 目的 商号 本店の所在地 出資される財産の価額又はその最低額 発起人の氏名又は名称及び住所 	<ul style="list-style-type: none"> 目的 商号 本店の所在地 特定資本の額 発起人の氏名又は名称及び住所 存続期間または解散事由 	<ul style="list-style-type: none"> 事業 名称 事務所の所在地 組合員の氏名、名称および住所 効力発生日 存続期間 組合員の出資の目的およびその価額 事業年度 	<ul style="list-style-type: none"> 目的 商号 本店の所在地 社員の氏名又は名称及び住所 出資の目的及びその価額又は評価の標準 社員全員を有限責任とする旨
課税方式	法人課税	パススルー課税 ※配当可能利益の90%以上を配当することが必要	パススルー課税	法人課税
メリット	民間主導型としては最も一般的で柔軟に対応できる	法人税、登録免許税、不動産取得税の特例有り	利益分配に際し、出資割合と異なる定めをすることができる。 設立費用が登録免許税のみ。	利益分配に際し、出資割合と異なる定めをすることができる。 定款認証手続きが不要。 株式会社に比べ登録免許税を節約できる。
デメリット	株主間の調整が必要(主導権、財産の処分など)	事業内容が資産の流動化に係る業務とその附帯業務に限定される。 内閣総理大臣(財務局経由)への業務開始届出・財務報告が必要	会社への組織変更不可 法人格がない	計算書類の開示が必要
備考	株主総会と取締役の設置は必須で、それ以外は一定の要件を満たせば自由に設計できる。		組織を自由に設計できるが、組合員全員が業務執行者となる義務がある。 機関設計や権限分配について組合契約で自由に定められる。	組織を自由に設計できるが、業務執行者は社員でなければならない。 定款の定め方次第で株式会社に類似した機関設計が可能。

設立方法

資料1-3

